

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）および中国残留邦人等自立支援法による支援給付（以下「支援給付」という。）受給世帯			0円	0円
B階層	当該年度分（4月1日から6月30日まで間にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が課税されていない世帯（A階層に属する世帯を除く。）			1,100円	110円
C階層	当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯（A階層に属する世帯を除く。）			2,250円	230円
D階層	当該年度分の市町村民税の所得割の額が右の額である世帯（A階層に属する世帯を除く。）	所得割の年額3,000円以下 3,001 ～ 5,800円 5,801 ～ 8,700円 8,701 ～ 13,000円 13,001 ～ 17,400円 17,401 ～ 22,400円 22,401 ～ 28,200円 28,201 ～ 58,400円 58,401 ～ 75,000円 75,001 ～ 96,600円 96,601 ～ 121,800円 121,801 ～ 175,500円 175,501 ～ 221,100円 221,101 ～ 380,800円 380,801 ～ 549,000円 549,001 ～ 579,000円 579,001 ～ 700,900円 700,901 ～ 849,000円 849,001 ～ 1,041,000円 1,041,001 円以上	D 1 D 2 D 3 D 4 D 5 D 6 D 7 D 8 D 9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20	2,900円 3,450円 3,800円 4,250円 4,700円 5,500円 6,250円 8,100円 9,350円 11,550円 13,750円 17,850円 22,000円 26,150円 40,350円 42,500円 51,450円 61,250円 71,900円 全額	290円 350円 380円 430円 470円 550円 630円 810円 940円 1,160円 1,380円 1,790円 2,200円 2,620円 4,040円 4,250円 5,150円 6,130円 7,190円 左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備 考

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に徴収基準額票の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める徴収加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員およびそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）ならびにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）および支援給付である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いとする。

- ・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

- ・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税または免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすることとする。